

14.3 P R T R の Q&A

1) 届出の必要性等について

Q1 何を提出すればよいのですか。

A1 「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」(各事業所の概要を記載するもの及びその別紙として対象物質ごとの排出量、移動量を記載するもの)を主務省令で定められた様式に従って、提出して下さい。
なお、作業シートについては、提出する必要はありません。

Q2 届出年度の前年度途中に事業所が移転し、事業所名を変更した場合、届出上の事業所の名称及び所在地は、どのように記載するのでしょうか。

A2 移転前と移転後の2つの事業所として扱って下さい。

Q3 複数の業種を兼業している事業所が届出する場合、届出上の業種名はどのようにするのでしょうか。

A3 対象業種に該当する全業種を記載してください。その際、主たる事業1つを届出様式の一番上の欄に記載して下さい。

Q4 現在、常時使用する従業員の数が21名未満ですが、届出の必要がありますか。

A4 排出量・移動量を把握する年度の4月1日の時点または、前年度の2月及び3月中に使用している従業員の数で判断してください。常時使用する従業員の数がこの時点で届出の対象となる規模未満の事業者の場合は、対象外です。
→「常時使用する従業員の数の確認」は、別紙解説集 解説1を参照して下さい。

Q5 A事業者は、対象物質を1トン/年以上取り扱う化学工業のメーカーですが、正社員は管理部門の10人だけです。他の現場作業員等は、すべて別会社に委託しています。この場合、A事業者の常時使用する従業員の数には、下請けの別会社の従業員数を含めるのですか。

A5 A事業者との委託・請負により、A事業者が管理している事業所で働いている者は、A事業者の常時使用する従業員の数に含めます。別紙解説集解説1及びQ23(P106)も参照して下さい。

Q6 PCBを含む廃コンデンサーを倉庫内に保管していますが、これは取扱いの対象となりますか。

A6 廃棄物であれば取扱いの対象とはなりません。

Q7 廃棄物処理業において、受け入れた廃棄物に含まれている対象物質について、排出量・移動量を届け出る必要がありますか。

A7 受け入れた廃棄物は、排出量等を把握する製品（原材料、資材等）の要件にあってはなりませんので、その取扱いの過程で揮発するなどして排出される量を把握する必要はありません。

→「法律に基づく製品の要件」については、別紙解説集 解説2を参照して下さい。

なお、廃棄物の処理に使用した対象物質及び廃棄物処理施設から排出される対象物質で他法令により測定の対象となっているものについては、廃棄物処理業者における届出の対象となります。特に、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を有する廃棄物処理業者においては、ダイオキシン類が届出の対象となりますので、注意して下さい。

Q8 テレビのブラウン管や蛍光灯の取扱いはどうするのですか。

A8 法律に基づく製品の要件に該当するかどうかで判断します。これらの製品を購入してそのまま使用しているのであれば、排出量、移動量の届出の対象とはなりません。ただし、ブラウン管等を製造している場合は、製造過程で使用した対象物質の排出量、移動量の届出が必要となる場合があります。

Q9 例えば、電子回路基板を購入して電気製品を製造する場合のように、ある段まで製造された「半製品」を購入し、それを組み立てて、完成品を製造している場合、半製品に含まれる対象物質は届出の対象となりますか。

A9 当該「半製品」が、法律に基づく製品（原材料、資材等）の要件に該当するかどうかで判断して下さい。

Q10 例えば、難燃剤としてアンチモン及びその化合物（物質番号25）を塗布した生地を購入して、自動車用のシートを製造している場合、届出の必要性はどのように判断すればよいでしょうか。

A10 この場合、生地が製品の要件に該当するかどうかで判断して下さい。

Q11 ステンレス鋼（スタッドボルト、ナット等）の金属を製品または製品の構成部品として顧客に提供しています。このステンレス鋼の中に、クロム、ニッケル、マンガンが含まれていますが、届出が必要でしょうか。

A11 法律の第2条第1項で規定されているとおり化学物質には元素も含まれ、ステンレス鋼中の金属元素であるクロム、ニッケル、マンガンは、それぞれ「クロム及び3価クロム化合物」、「ニッケル」、「マンガン及びその化合物」として対象物質となります。

このため、これらの金属からステンレス鋼を製造する事業者や、ステンレス鋼のインゴットなどから溶融工程を経てボルト、ナット等の製品を製造する事業者は、対象物質であるクロム、ニッケル、マンガンを使用したこととなり、事業者が常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、各々の対象物質の年間取扱量が1トン／年以上の事業所について排出量・移動量の届出が必要となります。

一方、ステンレス鋼のボルト、ナット等を単に部品として使う場合は、固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならないため、法施行令第5条の製

品の要件には該当しないと考えられます。したがって、これらの部品を購入して製造品の構成部品として取り扱う事業者においては、通常、届出の必要はありません。

なお、MSDSについては、ボルト、ナット等が取引先の事業者において部品として使用され、溶融等の加工が行われなければ製品の要件に該当しないため、その提供は不要です。また、インゴットは通常取引先の事業者により溶融等の加工が行われるものであり製品の要件に該当するため、MSDSの提供が必要となります。

Q12 事業所において、古くなった機器をメーカーにそのまま引き取ってもらっています。この場合、含まれている化学物質の成分まで調べて届け出る必要があるでしょうか。

A12 機械類は固有の形状を有するため製品の要件に該当せず、対象物質の年間取扱量に含める必要はありません。

Q13 下水処理場で汚泥の焼却灰が発生しています。その9割は同一事業所内で焼成レンガの原料として使用し、残りの1割は別の事業所へ運び、そこでセメント原料として使用されています。焼却灰に含まれるダイオキシン類は実測していますが、その数量を下水処理場からの排出量や移動量として届け出る必要があるでしょうか。

A13 事業所内で生成した焼却灰にダイオキシン類が含まれていても、それを同一事業所内で原料として使う場合には、環境への排出あるいは廃棄物に含まれての移動には該当しないため、その量を排出量や移動量に含める必要はありません。その焼却灰を別の事業所が無償で、または処理費用を受け取って引き取り、原料として使う場合は、下水処理場としては「廃棄物」として搬出していることになりますので、搬出された焼却灰に含まれているダイオキシン類の量を、「当該事業所の外への移動」に含めて下さい。

Q14 事業所内で溶接芯線、溶接母剤を用いて溶接を行っていますが、排出量、移動量を届け出る必要がありますか。なお、常時使用する従業員の数は21人です。

A14 溶接工程で使用する溶接芯線、溶接母剤は取扱いの過程で溶融していますので、対象物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質については0.1質量%）含有し、その年間取扱量が1トン／年（特定第一種指定化学物質については0.5トン／年）以上である場合には、排出量、移動量を届け出る必要があります。

Q15 届出の対象となる年度以前に受け入れた在庫品を使用したため、届出対象物質の当該年度の排出量が対象年度内に実際に受け入れた量よりも多くなりました。このように以前からあった在庫を使用した場合も、対象年度の取扱量に含める必要があるのでしょうか。

A15 対象年度以前の在庫を使用した場合は、その量を対象年度の取扱量に含めて下さい。

Q16 取り扱う製品中の対象物質（特定第一種指定化学物質に該当しないもの）の含有率は1質量%未満ですが、年間の取扱量の合計は裾切り値（1t／年）以上という場合、届出の必要はありますか。

A16 取り扱う製品中の対象物質含有率が1質量%未満であれば届出の必要はありません。

Q17 事業所で発生する対象物質を含む成形くずを同一事業所において、同一年度内に原料として再利用している場合は、再利用された成形くずに含まれる対象物質の量を年間取扱量に含める必要がありますか。

A17 この場合、再利用された量が二重にカウントされることになるので、年間取扱量に含めないでください。既に年間取扱量の中に含まれています。

Q18 トリクロロエチレンを含む廃油をリサイクル業者に搬出していますが、これは、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要がありますか。

A18 リサイクル業者へ有価物として売却している場合は、製造品としての搬出量とみなし、届け出る必要はありません。しかし、無価で引き渡している場合には、「当該事業所の外への移動」に含めて届け出る必要があります。

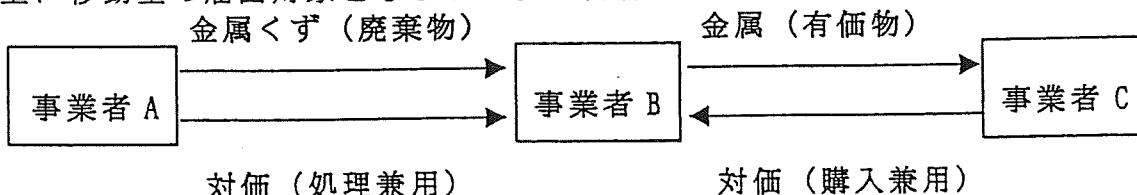
Q19 事業者 A では発生した金属くずを、処理費用とともに金属製品製造業に属する事業者（事業者 B）へ渡しており、事業者 B は、それを中間処理して有価物（金属）として更に別の事業者（事業者 C）に販売していますが、この場合、どの事業者が何を届け出れば良いのでしょうか。また、事業者 B が受け入れている廃棄物に含まれる対象物質の量には、年間取扱量の裾切りが適用されるのでしょうか。

（事業者 A、B 及び C はいずれも常時使用する従業員の数が 21 人以上。）

A19 事業者 A が届出対象事業者であり、金属くずに含まれる対象物質が届出対象物質であれば、事業者 B に引き渡している金属くずに含まれる対象物質の量を「当該事業所の外への移動量」に含めて届け出て下さい。

事業者 B は、受け入れた金属くずが廃棄物に該当するため、金属くずに含まれる対象物質の量を年間取扱量に含める必要はありません。しかし、事業者 B は金属を製造しており、これが対象物質そのものである場合は、その製造量が年間 1 トン（特定第一種指定化学物質については、0.5 トン）以上であれば、排出量、移動量の届出が必要となる年間取扱量の要件を満たします。なお、製造している金属が対象物質を 1 質量 %（特定第一種指定化学物質については、0.1 質量 %）以上含む製品である場合は、当該対象物質を含む製品を使用していることとなり、その使用量が年間 1 トン（特定第一種指定化学物質については、0.5 トン）以上であれば、排出量、移動量の届出が必要となる年間取扱量の要件を満たします。

事業者 C は、金属製品を購入していますので、通常の対象物質の取扱いの場合と同じ考え方にしておいて、使用の有無を確認したうえで、年間取扱量を算出し排出量、移動量の届出対象となるかどうか判断して下さい。



Q20 事業所内に、業としてガソリンを給油する施設がありますが、そこからの排出について届け出る必要がありますか。

A20 事業者が業種、常時使用する従業員の数の要件を満たしている場合、ガソリンには対象物質であるベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン等が含有されていますので、届出の必要性を判定する必要があります。なお、ベンゼンは、年間で 0.5 トン以上取り扱われている場合に届出の対象となります。

Q21 事業所で自動車を保有しており、燃料中に対象物質が1質量%以上含まれていますが、自動車からの排出についても届け出る必要がありますか。

A21 自動車から排出される対象物質については、国において排出量の推計を行うことになっており、届出の必要はありません。

Q22 船舶を保有していますが、船舶から排出される対象物質についても届け出る必要がありますか。

A22 船舶から排出される対象物質も自動車同様に、国において排出量の推計を行うことになっており、届出の必要はありません。

Q23 A事業者が、その事業所内で行っている製造工程等の一部の工程について別のB事業者に委託している場合、委託した一部の工程の分の届出はどちらが行うのでしょうか。

A23 事業を委託する場合でも、その委託の内容や形態は非常に多岐にわたっており、一概にどちらとはいえません。このため、以下のように整理しております。委託先のB事業者の担当している工程での事業活動をA事業者が管理している（事業者の化学物質の取扱いについての責任者がA事業者に存在する）場合は、委託している工程を含めてA事業者が全体の排出量等を届け出て下さい。この場合、その工程で働いているB事業者の従業員はA事業者の従業員とみなされます。

逆に、B事業者の事業活動をB事業者が自ら管理している（B事業者の化学物質の取扱いについての責任者がB事業者自身に存在する）場合は、委託された一部の工程からの排出量等についてはB事業者が、他のA事業者の持つ工程（A事業者が排出量等を把握）とは別に届出を行って下さい。

Q24 A事業者が貸している土地でB事業者が事業活動を行っている場合、そこから排出される対象物質の量についての届出はどちらが行うのでしょうか。

A24 土地の所有者から一概にどちらかを判断することはできません。このため、Q23と同様に、B事業者の事業活動を管理している（B事業者の化学物質の取扱いについての責任者が所属している）のがどちらの事業者になるかによって判断してください。

Q25 事業者が異なる事業所（事業場・工場）が2つ隣接しており、環境面の管理を共同で行っている場合、1人の事業者が一括して排出量・移動量を届け出ることは可能ですか。

A25 法律においては、事業者に届出義務が課せられるため、それぞれの事業者に管理者が存在する場合はそれぞれの事業者が別々に届け出て下さい。
(Q23 (P106)) も参照して下さい。)

Q26 ある対象事業者（事業所A）が同一敷地内にない同一法人の他の事業所（事業所B）に廃棄物を搬出している場合、排出量・移動量はどのように届け出るのですか。

A26 事業所Aから事業所Bに搬出されている廃棄物に含まれる対象物質の量は事業所Aからの「当該事業所の外へ移動」に含めて下さい。

Q27 製造業を行っており、事業所内で取り扱っている対象物質として、原材料などで用いるもののほか、例えば、芝生にまく農薬や事業所内の食堂で使用される洗剤に含まれているものがありますが、これらは取扱量に含めて考える必要がありますか。

また、工場の壁を塗る塗料や社用車のガソリンについてはどうでしょうか。

A27 当該事業者が業として（本来目的とする事業と密接不可分な行為として）取り扱う対象物質については、取扱量に含めて考える必要がありますが、それ以外で事業活動に伴い取り扱うこととなる場合は含めません。

そのため、ご質問の農薬や洗剤についてはいずれも取扱量に含める必要はありません。

また、工場の壁を塗る塗料についても、建造物に対する維持管理として一般的に行われることであることから、取扱量に含める必要はありません。一方、製造装置自体に対して腐食防止等の観点から塗装を行っている場合については取扱量に含める必要があります。

さらに、事業所内で使用される車両については、社用車のような公道も走行する車両については取扱量に含める必要はありません。一方、構内専用の車両（フォークリフトなど）については取扱量に含める必要があります。

Q28 事業所外の事業活動（客先での据付工事など）に伴う対象物質の排出量、移動量は届出の対象となりますか。

A28 事業所外の事業活動に伴う排出量、移動量は届け出る必要はありません。

Q29 対象物質を輸送している際の排出量を届け出る必要があるのですか。

A29 事業所外での活動における排出、移動は対象となりませんので、輸送している際の排出量、移動量を届け出る必要はありません。

Q30 農業用水路に排出している場合、排出先は「公共用水域」で良いのでしょうか。

A30 「公共用水域」とは「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定義されており、農業用水路は「かんがい用水路」に該当するため、そこへの排出は「公共用水域への排出」として届け出る必要があります。

Q31 A 事業者は外資系の企業であり、排出量等の把握を年次単位で行っていますが、年次実績で排出量等を届け出てよいでしょうか。

A31 法では、年度単位での届け出ことになっていますので、年度単位で届け出て下さい。

2) 対象物質について

Q32 対象物質の含有率は、どのような値を用いればよいのでしょうか。

A32 原材料、資材等（製品）に関するMSDS（化学物質等安全データシート）でご確認ください。省令（平成12年通商産業省令第401号）において、MSDSには対象物質の含有率を有効数字2桁で記載することが定められましたので、その値を用いて下さい。

Q33 対象物質が製品に他の化学物質との混合物として含まれている場合や溶媒等で希釈されている場合、どう取り扱えばよいのでしょうか。

A33 対象物質を1質量%（特定第一種指定化学物質については0.1質量%）以上の年間取扱量と対象物質の含有率の積から対象物質の年間取扱量を算出して下さい。

Q34 金属化合物の場合、個別物質名がリストアップされていませんが、届出の対象となる物質の範囲はどこまでですか。

A34 別紙解説集 解説3に例示されている化学物質を含め、政令に定められた名称に該当する化学物質が全て対象となります。

Q35 金属化合物で「水溶性」と限定されているものがありますが、こうした限定のない金属化合物（例えばマンガン化合物）の場合は、水溶性ではない物質であっても届け出る必要があるのでしょうか。

また、「水溶性」と限定した金属化合物と限定しなかった金属化合物がありますが、これらはどんな基準によって区別されたのでしょうか。

A35 化学物質の毒性の程度は、水溶解性によって異なる場合があるため、必要に応じ、「水溶性」という限定を化学物質についています。ちなみに、マンガン化合物1のように・「水溶性」という限定のない金属化合物の場合は、該当する全ての個別物質が対象になりますので、「非水溶性」の物質も含めてマンガンに換算したうえで、合計して排出量等を届け出て下さい。

Q36 例えば、「亜鉛の水溶性化合物」（物質番号1）の場合、金属単体である「亜鉛」は含まれますか。

A36 この場合、金属単体である「亜鉛」は含まれず、「亜鉛の水溶性化合物」のみが対象となります。なお、「カドミウム及びその化合物」（物質番号60）のように、金属単体が明記されている場合は、金属単体である「カドミウム」も含まれます。

Q37 原材料として使用している6価クロムを含む排水を中和沈殿処理を行った後、放流しており、処理後に3価クロムを含む汚泥が発生して廃棄処分にしています。このような場合、6価クロム、3価クロムの取扱量はどのように考えればよいですか。

A37 6価クロムについては、原材料（含有率が0.1質量%以上のもの）として使用している量を取扱量としてください。その年間取扱量が0.5トン／年以上の場合には、年間取扱量の要件を満たします。

3価クロムについては、汚泥として生成し廃棄している量が取扱量となります。その生成量が1トン／年以上の場合には、年間取扱量の要件を満たすことになります。なお、本マニュアルにおいては、これを年間製造量として計算するようになっています。

このような場合の排出量、移動量の算出例を（P 22～27）に示しますので、参考にして下さい。

Q38 はんだの取扱いはどうするのですか。

A38 はんだ付け作業に使用するはんだであって、鉛を1質量%以上含有している場合、取扱いの過程で液状となることから、法第2条第5項第1号の政令で定める製品の要件に該当します。年間取扱量を算出して届出の必要があるか判断して下さい。

Q39 対象物質のリストに「ガラス」の記載がないが、どのように取り扱えばよいのですか。

また、ガラスの中に金属化合物などの対象物質が含まれている場合にはどのように取り扱うのですか。

A39 「ガラス」は化学物質の名称ではありませんので、「ガラス」そのものが排出・移動量の届出が必要な対象物質とはなりませんが、原材料として使用したガラス中に対象物質が1質量%（特定第一種指定化学物質は0.1質量%）以上含まれており、取扱工程で溶融等を行う場合等は、当該対象物質について排出量・移動量の届出が必要となります。ただし、購入したガラスをそのまま製品に組み込んでいるような場合には、届出の対象とはなりません。

Q40 ペレットを製造する際に、対象物質を含む添加剤を練りこむ場合は、排出量・移動量の届出の対象となるのですか。

A40 添加剤に含まれる対象物質の含有率、年間取扱量から届出の必要性を判断してください。なお、ペレット化する際に、その添加剤に含まれる対象物質が反応せずに、ペレット中に存在している場合は、他の事業者に譲渡、提供の際にMSDSの添付が必要かどうかを判断する必要があります。

Q41 参考資料に記載されたもの以外の石油系燃料等に含まれる対象物質（例：金属化合物）は、届出の対象となりますか。

A41 当該表に記載されたもの以外であっても、対象物質が1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含まれている場合は、届出対象となる場合があります。

Q42 石油化学メーカーで、原料ナフサを受け入れ、ナフサ中に1%未満含まれる対象物質を抽出して、製造品として出荷しています。この場合、対象物質の年間取扱量による判定はどうするのですか。

A42 この場合は、対象物質を「製造」していることになります。したがって、対象物質の年間製造量が1トン／年（特定第一種指定化学物質は0.5トン／年）以上であるかどうかで、届出が必要かどうかを判定して下さい。

Q43 コプラナーPCBはダイオキシン類として届け出るのですか、それともPCBとして届け出るのですか。

A43 「ダイオキシン類」は、ダイオキシン類対策特別措置法にいうダイオキシン類と同義であり、コプラナーPCBを含むものです。したがって、コプラナーPCBをTEQ換算した量をダイオキシン類に合算して届け出て下さい。

一方、「PCB」はコプラナーPCBも含めたPCBの異性体すべての混合物です。したがって、コプラナーPCBはTEQ換算せず、把握した量をそのままPCBとして届け出て下さい。

Q44 原料としてビスフェノールA型エポキシ樹脂（液状のものに限る）（物質番号30）を使用しています。それに加えて、ビスフェノールA型エポキシ樹脂（固体状のもの）を溶剤に溶かして使用しています。この場合、固体状のものについても届出が必要ですか。

A44 ビスフェノールA型エポキシ樹脂は、樹脂単体で液状のものについての毒性データに基づいて選定されたことから、液状のもののみが対象物質になっています。

したがって、単体で固体状のビスフェノールA型エポキシ樹脂を溶剤に溶かした場合、樹脂の分子量が変化して樹脂単体で液状のものと同じにならない限り、対象物質には該当しません。

Q45 蒸気を取り出す目的で使用しているボイラーに塩酸ヒドラジン、炭酸ヒドラジン等のヒドラジン誘導体を脱酸素剤（錆防止目的）として使用しています。これらヒドラジン誘導体はボイラー内で容易に分解しヒドラジンとして作用しており、そのうちいくらかは大気中、排水中に排出されています。この場合の届出についてはどのようにしたらよいのですか。

A45 塩酸ヒドラジン、炭酸ヒドラジン等は、ヒドラジン誘導体であってヒドラジンではないため対象物質ではありませんが、使用過程でヒドラジンとなっている（ヒドラジンを能動的に生成している）ことから、ヒドラジンの年間生成量を年間取扱量として届出の必要性を判断して下さい。

Q46 事業活動に伴って付隨的に生成、または排出する物質はどこまで届け出るのですか。

A46 特別要件に該当する施設を有する場合は、その施設から排出される排ガス・排水等の中に含まれている他法令に基づく測定対象物質について排出量、移動量を届け出て下さい。

Q47 今後、対象物質に関する変更はあるのですか。

A47 現在の対象物質は、有害性・曝露性を考慮し政令で指定された354物質です。今後、科学的知見の充実状況及び排出量データの把握の状況等に応じて追加、削除等の見直しを行っていく予定です。

3) 排出量・移動量の算出のしかたについて

Q48 金属等の化合物の年間取扱量、排出量等は、化合物としての量を用いるのですか。

A48 元素等に換算する化学物質のうち、亜鉛の水溶性化合物（政令番号1）、カドミニウム及びその化合物（政令番号60）、クロム及び3価クロム化合物（政令番号68）、6価クロム化合物（政令番号69）、鉛及びその化合物（政令番号230）、「ふっ化水素及びその水溶性塩」（政令番号283）は、それぞれの物質に含まれる金属元素及びふっ素量を用いて下さい。

MSDSには金属元素等の量に換算した含有率が記載されています。また個別に換算を行う際の換算係数は、別紙解説集「解説3」を参照して下さい。

Q49 めっき等の工程において、個々の製造品に付着する対象物質の量（製造品としての搬出量）を把握するのが困難である場合は、どのようにすればよいのでしょうか。

A49 製品1トンあたりの対象物質の平均付着量などを利用するなどして製造品としての搬出量を算出して下さい。

Q50 廃棄物の移動量を算出する場合、対象物質の含有率が必要ですが、実測値等のデータがない場合、どうすればよいのですか。

A50 廃棄物中の対象物質の含有率については、類似施設での文献値、廃棄物発生工程毎の経験値等を参考にして求めて構いません。

Q51 廃棄物焼却炉から発生した焼却灰等に含まれるクロム等の重金属類等の移動量を把握するために、溶出試験の結果を用いてもよいのでしょうか。

A51 溶出試験は、あるpHに設定した（埋立処分するものにあっては5.8以上6.3以下）試料液に焼却灰等から溶出する重金属類等の量を測定しているものですが、実際に焼却灰等に含まれている重金属類等の量とは異なるため、算出に用いることは適切ではありません。

Q52 排ガス・排水処理として、活性炭吸着回収装置を使用しており、活性炭に吸着した対象物質を同一事業所内で回収・再利用しているが、この場合はどのように排出量、移動量を算出すればよいのですか。

A52 回収・再利用している場合は、排ガス・排水処理がある場合に算出する「排ガス・排水処理からの廃棄物に含まれる量」を算出しないで、物質収支をとって排出量を算出して下さい。（これにより、回収・再利用している分を「廃棄物に含まれる量」に加算することや、排出量から二重に差し引くことがなくなります）。

Q53 機械修理業においては、塗装や接着等の作業時に対象物質が排出、移動されますが、修理箇所や損傷の程度により数多くの作業方法があるため、個々に排出量、移動量を算出するのが困難です。どのようにして排出量、移動量を算出すればよいでしょうか。

A53 個々の作業における排出量、移動量を算出するのが困難であれば、事業所全体での排出量、移動量を物質収支とその他の方法とを組み合わせるなどして算出して下さい。

Q54 排水処理施設や排ガス処理施設での対象物質の除去率や排出濃度の実測データがない場合はどうすればよいのですか。

A54 取扱工程からの潜在排出量を物質収支、又は経験値等から推算し、これと別紙参考資料（の除去率を用いるなどして算定して下さい。なお、除去された分は廃棄物に含まれる量となる場合もありますので留意して下さい）。

Q56 対象物質が、製造プラントのパイプラインのつなぎ目やフランジから大気中へ漏洩する分は、どのようにして排出量を把握するのですか。

A56 パイプラインのつなぎ目やフランジ等から排出される量を測定するなどして個別に把握するのは難しいと考えられます。年間取扱量から製造品としての搬出量等、廃棄物に含まれる量、水域への排出量などを差し引く物質収支による方法で、製造プラント全体での大気への排出量を算出し、それに含まれるものとするなどして把握して下さい。

Q57 燃焼施設から排出される金属化合物等は、大気への排出、土壌への排出のどちらで届け出ればよいのですか。

A57 燃焼施設の煙突から排出される金属化合物等は、大気への排出として届け出て下さい。土壌への排出は、漏洩や地下浸透等により直接、対象物質が土壌へ排出されるものを対象としています。

Q58 有機溶剤焼却装置にトルエンを助燃剤として使用していますが、全て炭酸ガスと水になると考えて良いでしょうか。

A58 焼却装置や焼却条件により除去率が異なり、トルエンが全て分解しているとは限りません。装置の取扱説明書や文献、同様の事例から除去率が分かる場合はその数値を用いて算出して下さい。その除去率が把握できない場合は、除去率を100%とみなして算出しても構いませんが、何らかの方法で除去率を把握するように努めて下さい。

Q59 事業所内で金属表面処理にふっ化水素酸（ふっ化水素水溶液）を使用しており、一部がふっ化水素の気体となって大気へ排出されています。政令ではふっ化水素及びその水溶性塩が対象物質となっていますが、この場合、排出量はどのように届け出れば良いのでしょうか。

A59 生成した気体状のふっ化水素（物質番号283）をふっ素に換算した上で、大気への排出に加えて届け出て下さい。また、ふっ化水素酸（ふっ化水素水溶液）のまま排出・移動される場合も、ふっ素に換算した上で届け出て下さい。

Q60 洗剤製造時の乾燥工程での揮発成分（対象物質）の排出量、移動量はどのように算出すればよいのでしょうか。

A60 製造した洗剤中の余分な揮発成分等を乾燥により、除去していると考えられますので、この前段の製造工程で製造された洗剤に含まれる揮発成分がすべて大気へ排出されるものとして、大気への排出量を算出して下さい。

Q61 試薬等の製造品を瓶や缶などの容器に充填する際の排出量、移動量はどのように算出し、届け出ればよいのでしょうか。

A61 容器に充填する際に気化するものについては、「大気への排出」として、またこぼれたものなどを水で洗い流し、公共用水域へ放流している場合は「公共用水域への排出」として算出し、届け出て下さい。水で洗い流したものを下水道へ放流している場合は「下水道への移動」として算出し、届け出て下さい。また、こぼれたものを集めて廃棄物処理業者等に引き渡している場合などは「当該事業所の外への移動」として算出し、届け出て下さい。

P R T R マニュアル作成委員会

溶融亜鉛鍍金協会技術委員会

作業環境分科会 主査 山崎尚敏 (安治川鉄工建設株式会社 鍍金事業部 技術顧問)
作業環境分科会委員 花重忠愛 (南海亜鉛鍍金株式会社 専務取締役)
作業環境分科会委員 谷口光幸 (関東亜鉛鍍金株式会社 製造部長)
作業環境分科会委員 中島 隆 (株式会社デンコー 表面処理事業部 品質管理課長)
(社) 日本溶融亜鉛鍍金協会 伊藤修一 (技術部長 事務局)

発行 (社) 日本溶融亜鉛鍍金協会
〒105-0003 東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル

技術委員会